

職業がんをなくそう通信

職業がんをなくす患者と家族の会 年会費 個人1口1000円 団体1口1000円
 近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号607) 口座番号(普通8773460)
 ゆうちょ銀行 ○九九店(店番099) 口座番号(当座0196618)

〒556-0011 大阪市浪速区
 難波中3-17-9 化学一般会館内
 発行責任者: 堀谷昌彦
 Tel(06)6647-3481
 Fax(06)6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

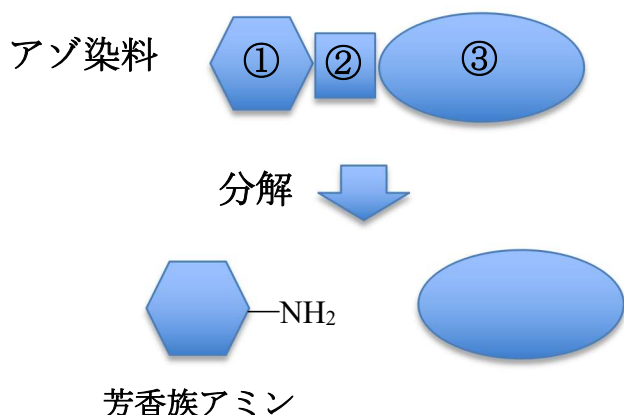
新型コロナウイルスの感染が広がっていますが、皆さまお元気でお過ごしでしょうか? 2月は、東京の職業がん患者の対策会議、三星化学工業損害賠償事件の弁護団会議に参加しました。

特定芳香族アミンとは

中国出張中に染料および特定芳香族アミンに曝露し帰国後に膀胱がんを発症した方の行政訴訟の準備を進めていることについてはNo.20で触れました。

「特定芳香族アミン」とは、2016年4月より家庭用品規制法の改正により新たに規制がされたもので、24種類の芳香族アミン(全て発がん性が認められている又は疑いがあるもの)を指します。家庭用品の製造・輸入する業者はヒトに健康被害が生じないようにしなければならず(法第3条)、アゾ染料の中には身体に接触すると皮膚表面や腸内の細菌、肝臓などで分解され特定芳香族アミンを生成するものがあるため、そのような染料を使用した繊維製品や革製品の販売・授与が禁止されました(法第5条)。

アゾ染料は芳香族アミン(下図①)をジアゾ化しアゾ結合(下図②)により水溶性の化合物(下図③)と結合したもので、安価で鮮やかな色を示すため広く用いられています。



このアゾ染料が分解された時に生じる芳香族アミンが発がん性を有する特定芳香族アミンである場合、そのようなアゾ染料は消費者の発がんリスクを高めることとなります。

規制の対象になる家庭用品は(1)繊維製品: おしめ・おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ、タオル・バスマットおよび関連製品(2)革製品: 下着、手袋、中衣、外衣、帽子、床敷物となっています。

EUでは2002年に22種、中国では2003年に24種が規制されており、日本では2012年より繊維・皮革業界の自主規制が始まりますが、法規制は2016年とずいぶん遅れた対応となっています。

しかしながら、厚労省が発表した資料に記載された2011年の海外違反事例(EU)を見ますと、中国17件(様々な製品)、インド9件(主にスカーフ)などからベンジジン、4-アミノアゾベンゼンなどが検出されており、2003年に中国が規制をしたからといって実際に製造や販売がされていなかったわけではないことがわかります。

また、2009年日本国内繊維製品の調査ではインド製ランチョンマットからベンジジンなどが検出され、2011年調査ではインド製ショール・マルチカバー・シーツなどからベンジジンが検出されています。革製品についてはグローブ、ベルト、リストバンド、財布、キーホルダー、ベースネックホルダー、ヌバック風革ハギレ、端革ハギレなどを測定し、製造国不明のヌバック風革ハギレから、ベンジジン、オルト-トルイジン、オルト-トリジンなどが検出されています。

化学物質に関連する 2月の厚労省公表資料

- 2月4日第5回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会資料 ※1
- 2月4日第1回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会議事録
- 2月7日化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)について ※2
- 2月10日令和元年度「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」 ※3
- 2月12日第1回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会 工作物に関するワーキンググループ議事次第・資料 ※4
- 2月14日第6回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会 議事次第・資料
- 2月14日第2回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会 船舶に関するワーキンググループ議事次第・資料
- 2月17日「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」
- 2月19日第2回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会 工作物に関するワーキンググループ議事次第・資料
- 2月21日2019年度第4回化学物質のリスク評価検討会(ばく露評価小検討会)議事録
- 2月25日2019年第2回化学物質のリスク評価検討会(遺伝毒性評価ワーキンググループ)資料

第8回三星化学工業事件口頭弁論 3月27日13時30分福井地裁2号法廷

裁判に引き続き、
AOSSA(アオッサ)601Aにて報告集会
職業がんをなくそう集会 in 福井
18時より20時予定 AOSSA(アオッサ)601A

※1: 第4回検討会における意見の中で「義務となっていることをやっていない企業に実効性を持たせるには罰を与えるということについても検討が必要」「リスクアセスメントは自律的なシステムであり国が決めたことを守ればいいということではないので経営者の理解・覚悟が重要」「30年の長期保存させている健康診断結果等の情報について一元的に管理保存し例えば発がんとの関係などの分析に活用すべき」などはその通りだと思いました。また「人材の知識レベルを上げないと自主対応型の仕組みは難しい。いま中小でやれといっても困難」というのは確かに実態がそうなので人材育成や確保など制度上の仕組みをつくる必要がありそうで今後の検討の進め方(案)にも反映されていました。

※2: 最近問題になったアクリル酸メチル及びアクロレインの追加。

※3: 塩基性酸化マンガンと溶接ヒュームを特定化学物質に加え来年4月施行予定です。溶接ヒュームはIARCが2017年グループ1(ヒトに対する発がん性あり)に分類したことを受けてと思いましたが、10年以上前に滋賀医科大学の西山勝夫教授から溶接ヒュームの曝露防止をするように言われました。かつて工場の工務職場は溶接ヒュームで空気が青白く見えるほどでしたが現場の方々が色々と工夫を重ね局所排気装置を改善して溶接不良を起さずにヒュームを排気できるようにできました。強い風があたると溶接不良が起こるので今回の改定もそこを配慮した内容になっていますが、ヒュームの拡散は後回しにされた感があります。

※4: 日本では事前調査の不足やアスベスト飛散・曝露防止措置を講じる技術が浸透していないため十分な対策がされないまま解体工事がされるケースがままあります。この問題は喫緊の課題です。

お知らせ

職業がんをなくそう集会 in 東京
当面延期いたします。

新型コロナウイルスの影響の見通しがつかないため、東京集会は当面延期いたします。